

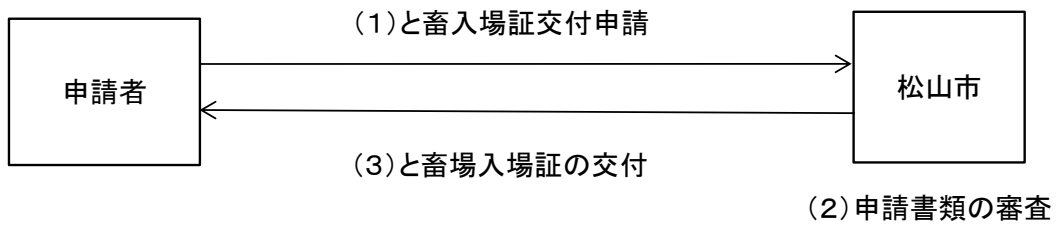
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号

処 分 名	と畜入場証交付申請	
処 分 の 概 要	と畜場入場交付申請により保健所長より適当と認められた場合、と畜場に出入できる。	
根 拠 法 令 名	松山市と畜場法施行細則	
条 項	第5条	
所 管 課	衛生検査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
判 断 基 準	と畜場には、と畜従事者以外の物を処理室に出入させないことと細則に定められているが、当該申請により保健所長が適当と認めた場合、入場できる。 【根拠法令】 <松山市と畜場法施行細則第5条> 法第6条第2項の規定による公衆衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 一 と畜入場証交付申請書(様式第4号)により保健所長が適当と認め、と畜場入場証(様式第5号)を交付した者でなければと畜場に出入りさせないこと(特に保健所長が必要と認めた場合を除く。)。 二 と畜従事者以外の者を処理室に出入りさせないこと。 三 業務時間を定め、法第13条第1項第2号若しくは第3号に該当し、又は保健所長が必要と認めた獣畜を除き、その業務時間以外にとさつし、又は解体しないこと。 四 食肉運搬用具は、清潔で衛生的なものでなければ、と畜場に持込みさせないこと。 <と畜場法第6条> 第1項 厚生労働大臣は、と畜場の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(次項において「公衆衛生上必要な措置」という。))について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。 一 と畜場の内外の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。 二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。 第2項 と畜場の設置者又は管理者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。